

福岡県バス・地域鉄道運転士就職奨励金PR業務 委託仕様書

1. 委託業務名

福岡県バス・地域鉄道運転士就職奨励金PR業務

2. 事業目的

地域公共交通は、地域住民の日常生活に不可欠な移動手段であり、社会を支える基盤であるが、全国的な運転士不足を背景に、路線の廃止や減便といった問題が顕在化している。

このような状況に対し、福岡県では、「バス・地域鉄道運転士就職奨励金」（以下、「奨励金」という。）を支給することで、三大都市圏からの移住に伴う収入減の不安を払拭し、バス・地域鉄道運転士確保を図ることとしている。

本業務は、三大都市圏で開催されるバス運転士への就職を主目的とするイベント（以下、「バス運転士就職イベント」という。）への出展等を通じて、当該奨励金を効果的にPRし、三大都市圏在住者に対し、福岡県への移住とバス・地域鉄道運転士への就職意欲の喚起を図ることを目的とする。

【バス・地域鉄道運転士就職奨励金の概要】

(1) 支給対象者

三大都市圏^{※1}から福岡県内に移住し、県内の路線を運行するバスの運転士または地域鉄道^{※2}の運転士として新たに就職する者

※1 三大都市圏：東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）

※2 地域鉄道：平成筑豊鉄道（株）、甘木鉄道（株）、筑豊電気鉄道（株）

(2) 支給要件

申請時において、運転士又は養成運転士として雇用され3カ月以上勤務していること

(3) 奨励金の額

60万円

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 事業内容

本事業は、福岡県が支給する奨励金のPRを目的とし、三大都市圏で開催されるバス運転士就職イベントへの出展等準備・実施、PR物品の制作、その他移住就職者の誘致・定着に係る支援を行うものとする。

(1) バス運転士就職イベントへの出展等

東京圏、大阪圏、名古屋圏の各会場で開催されるバス運転士就職イベントへの出展等に係る一切の業務を遂行すること。なお、当該奨励金は「事業者に雇用され3カ月以上勤務していること」を要件としており、令和9年3月31日までに支給する必要があるため、これらを考慮した出展時期を提案すること。

【業務内容】

- ① 出展料の支払い及び手配
出展料をイベント主催者に支払い、出展ブースを確保すること。
- ② 出展に係る申請・事務手続き
イベント主催者への出展申請、ブース設営に関する申請、備品レンタル等の各種申請手続きの全てを適切に実施すること。
- ③ 参加事業者の取りまとめ
福岡県内の乗合バス事業者（以下「参加事業者」という。）への参加意向調査、参加する場合にそれらの参加事業者との連絡調整、出展ブース内での配置調整、広報協力の依頼等、一連の取りまとめ業務を行うこと。
- ④ 当日の運営・引率
各会場において、イベント当日の本ブースの運営、来場者への案内、参加事業者の引率を行うこと。なお、これに係る参加事業者の旅費（交通費、宿泊費等）は本業務委託費に含めないものとする。
- ⑤ 周知・広報
本ブースの集客に係る効果的な周知・広報を行うこと。
- ⑥ アンケートの実施
ブース来場者に対し、当該業務の効果測定や改善につなげるためのアンケートを実施すること。

(2) 奨励金をPRする物品の作成

奨励金を効果的にPRするため、以下の物品等を、三大都市圏在住でバス・鉄道運転士への就職を希望する者に響くデザインと内容で企画・制作すること。

- ① PRパネル（バス運転士就職イベントのブース装飾用）
各会場のブースを魅力的に装飾し、奨励金交付事業の内容や福岡県の魅力を伝える大型パネル（複数枚）のデザイン、制作、設置、撤去。
- ② PRチラシ
奨励金の詳細、申請方法、福岡県での生活の魅力、県内バス・地域鉄道事業者の情報等を分かりやすくまとめたチラシのデザイン、制作、配布。
なお、PRチラシについては、バス運転士就職イベントで配布するほか、バス・地域鉄道事業者の採用活動や福岡県が実施する移住促進の取組での活用等も想定するものである。

(3) 鉄道運転士希望者へのPR

三大都市圏に所在する鉄道専門学校等へのPRチラシ送付など、鉄道運転士としての就職を希望している者に対する効果的な方法について提案すること。

(4) その他効果的なPR

(1) ～(3)のほか、奨励金の効果的なPR方法があれば提案すること。

(5) 移住就職者の定着に係る支援の実施

三大都市圏から本県に移住し就職したバス・地域鉄道運転士の定着に向けた支援についても提案すること。(例：奨励金受給者を対象とした交流イベントなど)

5. 事業の KPI について

本事業の成果を定量的に評価するため、次の項目について、県と協議の上、目標値を決定する。受託事業者は、これらの達成状況を事業報告書にて詳細に報告すること。

(1) イベント出展効果

- ① ブース訪問者数：各会場における本ブースへの訪問者数
- ② アンケート回答者数：各会場で実施するアンケートの回答者数
- ③ 資料配布数：各会場等で配布したPRチラシの合計枚数

(2) 情報発信効果

「バス・地域鉄道運転士就職奨励金」申請件数

6. 成果物の提出等

令和9年2月26日(金)までに下記について提出すること。

(1) 事業実施報告書

【仕様】

紙媒体：A4

電子ファイル：Word、Excel、PowerPointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方

【提出部数】

紙媒体：2部

電子ファイル：1部

【留意点】

事業実施報告書については、下記の全ての内容を網羅して記載すること。

- ① KPIの達成状況(目標値・実績値、分析・考察)
- ② バス運転士就職イベント各会場での出展内容、運営状況、来場者の反応等詳細報告

- ③ 作成したPR物品（パネル、チラシ等）のデザインコンセプト、効果等に関する詳細報告
- ④ その他実施した奨励金のPRの内容等に関する詳細報告
- ⑤ 移住就職者の定着に係る支援の内容等に関する詳細報告
- ⑥ 本事業を通じて得られた課題と、今後の福岡県の運転士確保施策への提言
- ⑦ 会計報告書（出展料、人件費、旅費、物品制作費等、全ての経費の内訳を明示すること）

(2) 成果物

本事業の遂行にあたり制作した全ての物品（PRパネル、PRチラシ等）の現物またはデータ、及びイベント開催中の写真・動画データ等を提出すること。

7. 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (2) 事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
- (3) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託事業者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (7) 当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

8. 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む。）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む。）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と協議の上、取扱を決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。

- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

9. その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 事業運営にあたっては、個人情報管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本事業終了後においても同様とする。
- (4) 本事業により得られたデータ等については、本県の許可なくして使用・流用してはならない。
- (5) 本事業に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議の上決定するものとする。